イ　Gamaxが40.3［dBi］を超え46.3［dBi］以下の場合

$Ga(\theta) \leqq Gamax - 2.0\times10^{-3}\,(10^{((Gamax-8.4)/20)}\times\theta)^2$［dBi］　$0° \leqq \theta \leqq \theta q$

$Ga(\theta) \leqq 2 + 15\log(10^{((Gamax-8.4)/20)})$［dBi］　$\theta q < \theta \leqq \theta r$

$Ga(\theta) \leqq 43 - 4\log(10^{((Gamax-8.4)/20)}) - (6.2 + 2\,Gamax/5)\log(\theta)$［dBi］　$\theta r < \theta \leqq \theta s$

$Ga(\theta) \leqq 15.83 - Gamax/3$［dBi］　$\theta s < \theta \leqq \theta t$

$Ga(\theta) \leqq 15.83 - Gamax/3 - (0.02675 - 0.0005Gamax)\times(\theta - 177.56 + 3.08Gamax)^2$［dBi］　$\theta t < \theta \leqq \theta u$

$Ga(\theta) \leqq 10 - 10\log(10^{((Gamax-8.4)/20)})$［dBi］　$\theta u < \theta \leqq 180°$

なお、$\theta$は空中線の主輻射方向からの角度［°］とする。

$\theta q = 22.5 / (10^{((Gamax-8.4)/20)}) \times \sqrt{Gamax - (2 + 15\log(10^{((Gamax-8.4)/20)}))}$［°］

$\theta s = 94.55 - 1.5Gamax$［°］

$\theta t = 177.56 - 3.08Gamax$［°］

$\theta u = 130.8 - Gamax$［°］

**○総務省告示第八十五号**

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の二の五第四号の規定に基づき、一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十七年三月十七日　総務大臣　山本　早苗

搬送波の周波数の空中線電力に対する減衰量は、中心周波数から一チャネルの帯域幅の五〇％以上三〇〇％以下離れた周波数帯域において、任意の一MHzの帯域幅当たりの空中線電力に対する減衰量Asmが、次の式により求められる値以上であること。

Asm＝a／b×（pd－c）＋d［dBc］

pdは離調周波数対一チャネルの帯域幅比［％］とする。

a、b、c及びdは次のとおりとする。

ア　一チャネルの帯域幅が40MHzの場合

pd＝50％以上75％未満のとき、a＝30、b＝25、c＝50、d＝6

pd＝75％以上107％未満のとき、a＝9、b＝32、c＝75、d＝36

pd＝107％以上179％未満のとき、a＝3、b＝72、c＝107、d＝45

pd＝179％以上250％未満のとき、a＝0、b＝1、c＝0、d＝48

pd＝250％以上300％未満のとき、a＝2、b＝50、c＝250、d＝48

イ　一チャネルの帯域幅が60MHzの場合

pd＝50％以上75％未満のとき、a＝27、b＝25、c＝50、d＝6

pd＝75％以上123％未満のとき、a＝0、b＝1、c＝0、d＝33

pd＝123％以上205％未満のとき、a＝15、b＝82、c＝123、d＝33

pd＝205％以上250％未満のとき、a＝0、b＝1、c＝0、d＝48

pd＝250％以上300％未満のとき、a＝2、b＝50、c＝250、d＝48

**○総務省告示第八十六号**

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の二の六の二第四号に基づき、一二GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十七年三月十七日

総務大臣　山本　早苗

一　変調信号

パルスにより構成されるものであること。

二　送信速度

1　四値周波数偏位変調若しくは、四相位相変調（直交周波数分割多重方式を用いるものを含む。）又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものにあっては、毎秒八・一九二メガビット以上であること。

2　六四値直交振幅変調方式（直交周波数分割多重方式を用いるものを含む。）又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものにあっては、毎秒一五五・五二メガビット以上であること。

3　変調信号に誤りを訂正する信号を付加する場合は、当該信号の送信速度は第一号に掲げるものにあっては毎秒八・一九二メガビット、第二号に掲げるものにあっては毎秒一五五・五二メガビットを超えないものであること。

三　送信空中線における主輻射の方向からの離角に対する等価等方輻射電力

| 主輻射の方向からの離角（$\theta$） | 等価等方輻射電力（一ミリワットを〇デシベルとする。） |
|---|---|
| 〇度以上五度未満 | 次に掲げる式による値以下<br>$73 - 3.8\theta$デシベル |
| 五度以上一〇〇度未満 | 次に掲げる式による値以下<br>$68.5 - 20.8\log\theta$デシベル |
| 一〇〇度以上 | 二六・九デシベル以下 |

**○総務省告示第八十七号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十七年三月十七日　総務大臣　山本　早苗

第2の第3表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 10.7―11.7 | 固定 | 電気通信業務用 |
| | 固定衛星（宇宙から地球）<br>J 161　J 206 | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| | 移動（航空移動を除く。） | 電気通信業務用 |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 10.7―11.7 | 固定 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |
| | 固定衛星（宇宙から地球）<br>J 161　J 206 | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| | 移動（航空移動を除く。） | 電気通信業務用 |
| 12.2―12.5 | 固定 | 公共業務用<br>一般業務用 |
| | 固定衛星（宇宙から地球）<br>J 206　J 208 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用 |
| | 移動衛星（宇宙から地球） | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| | 放送衛星　J 88 | 電気通信業務用<br>放送用 |
| | 放送衛星　J 15 | 放送用 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 10.7―11.7 | 固定 | 電気通信業務用 |
| | 固定衛星（宇宙から地球）<br>J 161　J 206 | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| | 移動（航空移動を除く。） | 電気通信業務用 |
| 10.7―11.7 | 固定 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |
| | 固定衛星（宇宙から地球）<br>J 161　J 206 | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| | 移動（航空移動を除く。） | 電気通信業務用 |
| 12.2―12.5 | 固定 | 公共業務用<br>一般業務用 |
| | 固定衛星（宇宙から地球）<br>J 206　J 208 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用 |
| | 移動衛星（宇宙から地球） | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| | 放送衛星　J 88 | 電気通信業務用<br>放送用 |
| | 放送衛星　J 15 | 放送用 |

」を

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |